

**山形県における高付加価値なインバウンド観光地づくりに係る
テストマーケティング・観光コンテンツ開発事業 業務委託基本仕様書**

1 事業名

山形県における高付加価値なインバウンド観光地づくりに係るテストマーケティング・観光コンテンツ開発事業（以下「本事業」という。）

2 事業目的

本事業は、やまがたインバウンド協議会が山形エリアにおける観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」（以下「高付加価値事業」という。）を推進するため、山形エリアの高付加価値旅行者層受入れ促進に向けた、高付加価値旅行者（※）の市場ニーズの把握と分析、流通テストと評価、及び新たな観光コンテンツの開発・磨き上げを実施することを目的とする。

（※）訪日旅行 1 回当たりの着地消費額100万円以上／人のラグジュアリー層とし、主に欧米市場を想定している。

3 事業実施期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 20 日（金）まで

4 事業上限金額

31,880千円（消費税及び地方消費税を含む）

5 業務委託の内容

受注者は発注者が令和 6 年度に策定した「マスタープラン」（別添）を把握した上で、全ての業務を行うこと。

（1）市場構造・商流調査

山形エリアにおける高付加価値旅行者の誘客に向けたターゲット市場の選定を行うため、ターゲット市場（「マスタープラン」において定義している山形県の有力ターゲット市場の方向性である「Transformative」を踏まえて対象市場を提案すること。なお、「マスタープラン」において設定している仮定ペルソナの市場（アメリカ、イギリス、フランス）を必ず含むこと。）の市場構造及び商流を調査・分析すること。

① 市場構造調査

ターゲット市場について、デスクリサーチを実施すること。なお、調査項目として、以下を必ず含むこととし、高付加価値旅行者の受け入れに向け、より効果が高まるような調査項目を提案すること。

【調査項目】

- ・人口規模及び高付加価値旅行者の人口規模
- ・海外旅行者数及び訪日旅行者数
- ・平均旅行回数
- ・旅行で重視する要素（自然／静けさ／体験／食文化等）
- ・高付加価値旅行者の主な情報収集経路

② 事業者向け商流調査

高付加価値旅行者を顧客として取り扱う国内外の旅行会社及びDMC等（20社程度を想定）に対し、実際に顧客に販売するまでの商流に関して調査・分析を実施す

ること。なお、調査項目として、以下を必ず含むこととし、高付加価値旅行者の受け入れに向け、より効果が高まるような調査方法、調査項目を提案すること。

【調査項目】

- ・会社名
- ・会社所在地（支店等含む）
- ・対応市場
- ・商品の仕入れ先
- ・新たなディスティネーションを設定する際の考慮事項
- ・顧客とする高付加価値顧客層の属性（年齢層、嗜好、旅行スタイル等）
- ・顧客が重視する旅の要素
- ・地方エリアでの商品造成における課題と期待

③ 旅行者向け商流調査

山形エリアに滞在しているインバウンドに対して、山形エリアへの来訪経緯に関して調査・分析を実施すること。なお、調査項目として、以下を必ず含むこととし、高付加価値旅行者の受け入れに向け、より効果が高まるような調査方法、調査項目を提案すること。

【調査項目】

- ・国籍
- ・年収
- ・全体滞在期間
- ・山形県滞在期間
- ・全体行程
- ・山形県内行程
- ・宿泊地
- ・（旅マエ）山形県に興味を持ったきっかけ、旅行手配の方法
- ・（旅ナカ）滞在中の情報収集経路
- ・（旅アト）山形県のよかった点・悪かった点、おおよその山形県での消費額

（２）観光コンテンツ等に係る要件調査

高付加価値旅行者を受け入れるにあたり、最低限備えるべき基準を把握するため、高付加価値旅行者を顧客として取り扱う国内外の旅行会社及びDMC等（20社程度を想定）に対し、顧客を送客するにあたっての観光コンテンツ（ウリ、ヒト、ヤド、アシ）に求める要件を調査し、定義すること。また、山形エリアの現状と比較を行うことで、山形エリアにおける課題を分析すること。なお、調査項目として、以下を必ず含むこととし、高付加価値旅行者の受け入れに向け、より効果が高まるような調査方法、調査項目を提案すること。

【調査項目】

- ・ウリの必要要件（魅力的な体験の条件、テーマ性、ガイドの質）
- ・ヒトの必要要件（ガイド等に必要な言語力、文化理解、ホスピタリティ）
- ・ヤドの必要要件（部屋の広さ、滞在体験性）
- ・アシの必要要件（車両の条件）

（３）戦略素材に係る市場調査

山形エリアのブランディングに向け、発注者が今後設定する戦略素材（今後販売に注力する山形県を代表するコンテンツのカテゴリー）がターゲット市場の高

付加価値旅行者のニーズに即しているか検証するため、高付加価値旅行者を顧客として取り扱う国内外の旅行会社及びDMC等（20社程度を想定）に対し、戦略素材の顧客ニーズとの適合に関して調査・分析を実施すること。高付加価値旅行者の受け入れに向け、より効果が高まるような調査方法、調査項目を提案すること。

（４）テストマーケティング

① 招請

高付加価値旅行者と直接のコネクションを有する事業者（海外現地ツアーオペレーター、国内ランドオペレーター、海外メディア等）とのコネクションを構築するとともに、山形エリアの観光コンテンツを評価してもらい、磨き上げに繋げていくことを目的とし、発注者が設定する山形エリアの高付加価値化に向けた「マスタープラン」にて設定しているターゲット層と直接のコネクションを有する事業者を20社程度県内に招請すること。一回当たりの招請は、県内2泊3日程度（意見交換会を含む）とすることとし、効果的な被招請者及び招請行程3種類を提案すること。

また、被招請者に対して招請評価に係るアンケート調査を実施すること。なおより効果が高まるようなアンケート項目を提案すること。

② フィードバックの集計・評価

①で得られたフィードバックを集計、分析、評価し、今後の山形県の販売戦略に係る提言としてレポート形式にまとめ提出すること。

（５）マーケットイン視点での新たなコンテンツ開発・磨き上げ

ターゲット層のニーズを把握し的確に販売に繋げていくため、新たな地域資源の掘り起こしや商品化から、販売コンテンツの磨き上げ、またそれらの販路開拓について山形エリアの事業者を巻き込みながら実施する。

① （１）及び（２）の事業内容を踏まえ、発注者が別途設定するワーキンググループにおいて、磨き上げるコンテンツの選定及び具体的な開発・磨き上げ内容を検討すること。なお、コンテンツの選定及び具体的な開発・磨き上げ内容の検討に関しては、本事業において専門家を配置し、ワーキンググループにてアドバイスをを行うこととし、配置する専門家を提案すること。

② ①で検討した内容に基づき、コンテンツの開発・磨き上げを実施し、販売可能な仕様（価格・受入体制・ガイド等）を整備すること。開発・磨き上げを行うコンテンツは6本程度とする。なお、山形エリアの事業者と共同で実施を行うこととし、その共同で実施する事業者候補を提案すること。併せてコンテンツの開発・磨き上げに係る過程を記録すること。

（６）実施計画書の作成

（１）～（５）の実施結果や発注者が設置するワーキンググループでの議論も踏まえ、高付加価値旅行者への販路構築に向けたコネクション形成及び高付加価値旅行者に向けたコンテンツ開発に係る実施計画を作成すること。

（７）工程管理

本業務全体（１）～（６）の工程管理を発注者と協働で行うこと。これに伴い、月1～2回程度の定例打合せを実施し、企画の詳細および進捗状況の報告、課題の

整理・対応を行うこと。

6 成果品の提出

本業務における成果物は以下のとおりとし、紙媒体及び電子データにて提出すること。

- (1) 業務完了報告書
- (2) 市場構造・商流調査分析報告書（アンケート結果含む）
- (3) 観光コンテンツ等に係る要件調査報告書（アンケート結果含む）
- (4) 戦略素材に係る市場調査報告書（アンケート結果含む）
- (5) 招請に係る報告書及び提言レポート
- (6) 開発・磨き上げを実施したコンテンツのコンテンツタリフ（ターゲット市場の言語及び日本語で作成すること）
- (7) コンテンツの開発・磨き上げ過程に係るレポート
- (8) 高付加価値旅行者への販路構築に向けたコネクション形成に係る実施計画書
- (9) 高付加価値旅行者に向けたコンテンツ開発に係る実施計画
- (10) 経費精算書（証憑含む）

なお、各成果品の提出期限については下記の通りとすること。

- ・令和8年1月16日（金）：（2）～（9）
- ・令和8年2月20日（金）：（1）及び（10）

7 その他

- (1) 本業務の内容の決定及び遂行にあたり、受注者は発注者と十分に協議・調整を行うこと。
- (2) 本仕様書に定めのない事項で事業実施にあたり必要とされる業務が発生した場合及び本仕様書に定める内容に疑義が生じた場合は、発注者、受注者で協議の上、対応方法を決定する。
- (3) 社会情勢等の影響により実施が困難な内容が生じた場合、発注者、受注者で協議の上、対応方法を決定すること。
- (4) 本業務の再委託については、その業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記のうえ、事前に書面にて報告し、あらかじめ発注者の承諾を得た場合に限り、当該業務の一部について行うことができる。再委託先は次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。
 - ・受注者が業務の作業につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
 - ・再委託先者が山形県の入札参加業者適格者名簿における指名停止期間中でないこと。
- (5) 受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、個人情報への不正アクセス防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (6) 受注者（再委託をした場合の受託者を含む）は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、山形県個人情報保護条例（平成12年10月13日山形県条例第62号）を遵守しなければならない。
- (7) 本事業に係る経理は、他の事業と区分するとともに、証拠書類を整理しておくこと。
- (8) この委託業務の成果品に係る著作権は、観光庁に帰属するものとする。また、

受注者は、観光庁、発注者又は発注者が指定する第三者に対し、当該著作権に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条に定められる権利）を行使しないものとする。

（9）上記に関わる明示がない事項であっても社会通念上当然と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。